

令和6年度大規模大会 福岡市体育館利用に係る申込要項（一次調整）

1 開催期間・大会等

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施するもので、次の事項に該当する大会等を対象とします。

- (1) 市が主催する事業（全市的な大規模な事業に限る）
- (2) (公財)福岡市スポーツ協会加盟団体及びそれに準ずる団体（※1）が主催・共催・主管する全国大会規模以上の大会
- (3) 市と覚書等の締結を行っている団体の大会

※1) それに準ずる団体

- ① 日本・県スポーツ協会加盟団体
- ② 日本・県・市レクリエーション協会加盟団体
- ③ 日本パラスポーツ協会、県・市障がい者スポーツ協会加盟団体

ただし、以下の項目に当てはまるものは対象外とします。

- (1) 施設の設置目的に反するもの
- (2) 行事の実施そのものではなく、練習など予備的利用であるもの
※ただし、実施日と連続して行われるものは、この限りではない
- (3) その他、施設の管理上支障があるもの

2 対象施設

- (1) 福岡市総合体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場及び弓道場）
- (2) 福岡市民体育館
- (3) 福岡市地区体育館（東、博多、中央、南、城南、早良、西）
- (4) 福岡市ももち体育館

計 10 施設

3 申込方法

別紙「令和6年度大規模大会利用希望書（一次調整）」を記入し、大会の概要（大会規模、開催形式、主催者、大会の目的、参加者数等）がわかる実施要領等の資料を添付のうえ、電子メール又はFAXにて、下記「4 提出先」へご送付ください。

4 提出先（問い合わせ先）

〒819-0005 福岡市西区内浜 1-5-1
公益財団法人福岡市スポーツ協会 事業課宛
TEL: (092) 407-8381 FAX: (092) 407-8185
E-mail: taikai-kibou@herb.ocn.ne.jp

5 受付期間

令和5年8月23日（水）～ 令和5年8月31日（木）※必着

6 その他注意事項

- (1) 体育館の設置目的に反するおそれのある利用や、体育館の管理運営上支障をきたすおそれがある利用のご希望は受付できません。
- (2) 希望日程が他の利用希望と重複した場合は調整いたしますので、あらかじめご了承ください。希望書はできるだけ、第3希望まで記入してください。
- (3) 施設を連続使用する場合、下記のとおりとします。
 - ・福岡市総合体育館、福岡市民体育館 原則5日間
 - ・福岡市地区体育館、福岡市ももち体育館 原則3日間

- (4) 次の日・期間については対象外とします。
- ・施設休館日（12月28日～1月4日）
※福岡市総合体育館については（12月29日～1月3日）
 - ・定期点検日（毎月第3月曜日）及び臨時点検日
※第3月曜日が祝日の場合は、その翌日が定期点検日になります。
- (5) 「2 対象施設」は、災害時等の避難場所として使用されることがあります。
また、下記の事項に該当する日については、予約内定の取消しを行う場合があります。
あらかじめご了承ください。
- ・公職選挙法に基づく選挙が実施される日、及び準備等に利用される日
 - ・市の特別行事が行われる場合
 - ・改修工事及び緊急やむを得ない工事等が行われる場合
 - ・その他、特別な事態が発生した場合
 - ・新型コロナウイルス感染症対策にかかるワクチン接種会場等
- (6) 原則として、希望書の修正はできません。先着順ではありませんので、十分ご確認の上、ご提出ください。
- (7) 体育館は、以下の通り改修工事を実施する可能性があります。改修工事を実施する場合は、期間中、施設がご利用いただけません。
- ・福岡市立城南体育館 令和6年4月～令和6年6月末までの期間中
 - ・福岡市立東体育館 令和6年10月～令和7年3月末までの期間中
- (8) 体育館の駐車場は、以下の通り整備工事を実施する可能性があります。整備工事を実施する場合は、期間中、一部駐車場がご利用いただけません。
- ・福岡市立博多体育館 令和6年6月～令和7年3月末までの期間中
 - ・福岡市立城南体育館 令和6年9月～令和7年3月末までの期間中